

こども医療費助成制度  
(現物給付)  
事務取扱マニュアル

【医療機関(医科・歯科・調剤)】

令和6年4月

沖縄県こども若者政策課

# 目 次

1. こども医療費助成事業の概要 . . . . . 1
2. こども医療費助成制度における医療機関等の事務について . . . . . 4
3. 現物給付方式の事務処理方法 . . . . . 6
4. こども医療費助成金受給資格者証 . . . . . 10

# 1 こども医療費助成事業の概要

## (1) 制度の趣旨

- ・ こども医療費助成事業は、こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、こどもの健全な育成を図ることを目的とする。

## (2) 実施主体 市町村

## (3) 助成の方法

- ・ 県は、市町村が実施するこども医療費助成制度について、対象経費の2分の1を補助する。
- ・ 市町村は、保護者等からの申請に基づき、保護者が医療機関で負担した医療費の自己負担分について助成する。

## (4) 制度の経過

- ・ 平成6年度 県の単独補助事業として0歳児を対象に助成制度を開始  
(平成7年度以降は、全ての市町村で実施されている)
- ・ 平成11年10月 県の助成対象年齢を2歳児まで引き上げ
- ・ 平成15年10月 入院のみ対象年齢を4歳児までに拡大
- ・ 平成19年10月 所得制限の導入、一部負担金の見直しと併せて、対象年齢を入院は  
就学前まで、通院は3歳児までに拡大
- ・ 平成24年10月 所得制限の廃止と併せて、対象年齢を入院は中学卒業まで拡大
- ・ 平成25年11月 給付方法において自動償還方式を導入
- ・ 平成27年10月 通院の対象年齢を就学前まで拡大
- ・ 平成28年10月 窓口払いが困難な方への貸付制度を導入
- ・ 平成30年10月 未就学児について現物給付方式を導入、3歳以上の未就学児に  
対して求めていた一部自己負担金を廃止
- ・ 令和4年4月 通院の対象年齢を中学校卒業まで拡大、現物給付方式を中学校  
卒業まで拡大

## (5) 制度の概要 (令和5年度)

対象年齢	通院 (中学校卒業まで) 入院 (中学校卒業まで)	助成対象	医療保険各法の適用を受ける 医療費の自己負担金 (高額療養費等は控除)
所得制限	なし		
一部負担金	なし	県予算	2,721,648千円 (うち補助金2,721,534千円)
給付方法	現物給付 (又は償還払い)	補助率	県 1/2 市町村 1/2

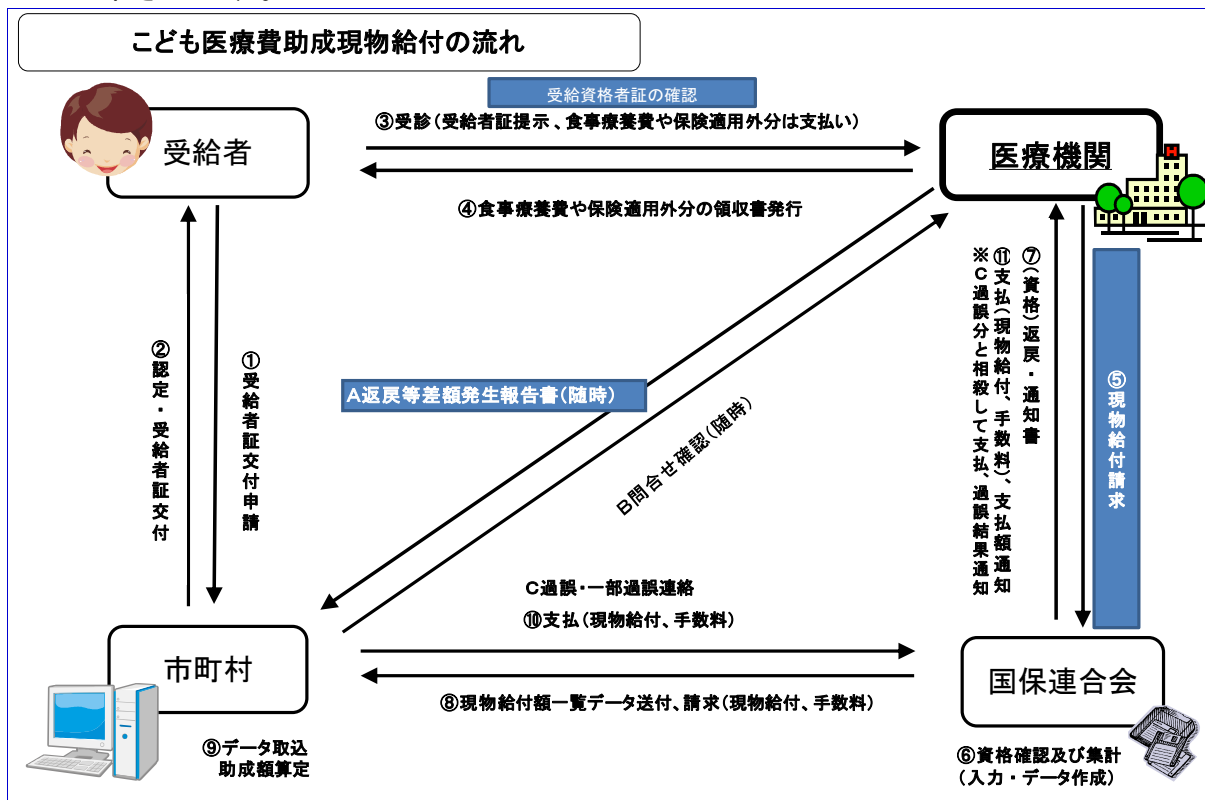
※一部負担金は、助成対象経費から控除する額

※償還払いは、現物給付に対応していない医療機関での受診や、受給者証忘れ等の場合の給付方法です。

※令和4年度から「こども医療費助成現物給付支援事業」を実施しています。

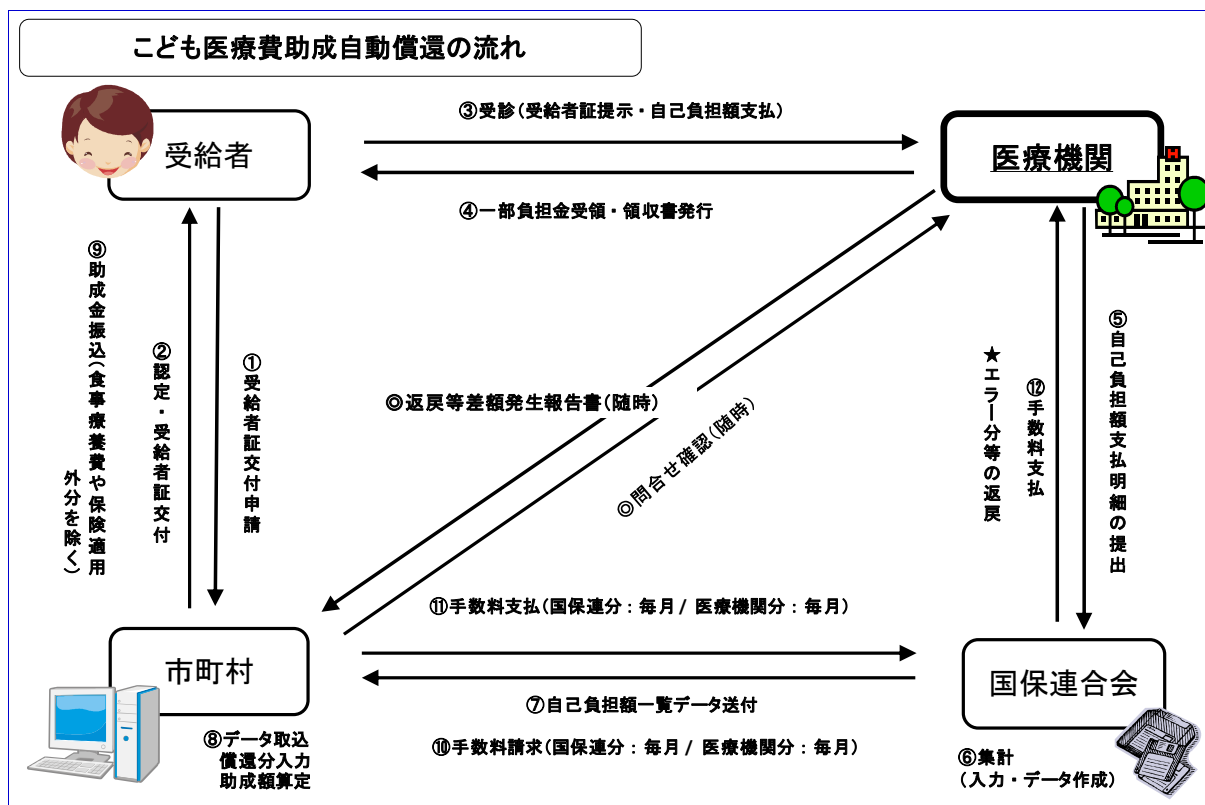
(6) 沖縄県こども医療費現物給付制度について

- ・ こども医療費助成対象児が県内医療機関等で受診した際、助成対象相当額（市町村負担額）が市町村から医療機関に支払われることとなります。受給者は医療機関窓口での負担なく、直接サービスや物の提供を受けることができる制度です。
- ・ 全ての保険診療医療費（入院・通院分）が対象となります。
- ・ 対象者には市町村から「受給資格者証（現物給付・自動償還）」（概ね県内統一）が配布されます。



(7) 沖縄県子ども医療費自動償還制度について

- ・ 子ども医療費助成対象児が県内医療機関等で受診した際、自己負担金を医療機関等に支払い、その後、その診療データが医療機関から沖縄県国民健康保険団体連合会を經由し市町村に送られ、受給者が市町村に申請手続を行なわなくても助成対象者（保護者）に自動的に医療費が助成される制度です。
- ・ 全ての保険診療医療費（入院・通院分）が対象となります。
- ・ 対象者へは市町村から「受給資格者証（自動償還）」（概ね県内統一）が配布されます。



## 2 こども医療費助成制度における医療機関等の事務について

### (1) 医療機関における事務の内容について

#### ア 受給資格者証の確認

こども医療費助成制度の受給資格者であることを窓口で確認をお願いします。受給資格者証は、概ね県内統一の仕様になります。(様式はP10参照)

(7) 現物給付・自動償還併用受給資格者証：ピンク色

(4) 自動償還用受給資格者証：オレンジ色

※ 自動償還に対応していても現物給付については未対応となっている医療機関では、(7)による受給者証でも自動償還として処理することが可能です。

#### イ 診療等に係る一部負担金の徴収

(7) 現物給付により処理する場合

対象のお子さまが受けた保険適用となる医療費については、窓口での徴収はありません。後日、下記ウにより沖縄県国民健康保険団体連合会を介して市町村に請求することになります。請求額については、沖縄県国民健康保険団体連合会を通して、請求月の翌月20日(土・日・祝祭日の場合は、その翌日以降の最初の営業日)までに下記(2)の手数料とあわせて診療報酬の口座に振込まれます。

(4) 自動償還により処理する場合

対象のお子さまが受けた保険適用となる医療費について、これまでと同様に、保険負担割合に基づき、2割又は3割の一部負担金(被保険者自己負担金)を徴収するようお願いします。

#### ウ 「医療費自己負担額支払報告兼請求書」(第1号様式)及び「医療費自己負担額支払明細書」(第1号様式(別紙1または別紙2))の作成

月毎に作成し、期限までに沖縄県国民健康保険団体連合会に持参、または郵送等(FAX不可)により提出するようお願いします。

【提出期限】紙での請求・報告 毎月10日まで

オンライン・電子媒体での請求・報告 毎月15日まで

※ 提出期限が土・日・祝祭日の場合は、その翌日以降の最初の営業日までとします。

※ 提出期限を過ぎた場合は、翌月の受付扱いとなります。

※ 【電子データで報告する場合】

・上記明細書を電子データで報告する場合は、レセコン等のシステム改修が必要となります。

・沖縄県国民健康保険団体連合会により示されている「医療費助成事業自己負担額支払明細書作成要領」の項目「8.自己負担額支払明細データ作成仕様」に基づき、作成をお願いします。

・自己負担額支払明細書の作成要領については、下記の沖縄県国民健康保険団体連合会のHPに掲載しています。

<http://www.okikoku.or.jp/iryo/kodomo>

「こども医療費自己負担額支払明細書」の請求・報告の内容について

上記沖縄県国民健康保険団体連合会のHPに掲載されている「自己負担額支払明細書作成要領（医療機関向け）」の項目「4.自己負担額支払明細書の報告（請求）対象および報告（請求）項目」及び「自己負担額支払明細書の作成について（医療機関・事務ご担当者向け）」の項目「4.自己負担額支払明細書の報告及び請求対象」をご参照下さい。

エ こども医療費返戻等差額発生報告書の作成について

上記ウ提出後に受給資格者の負担すべき医療費について過不足が発生し、その精算を行った場合は、その都度、該当市町村宛て「こども医療費返戻等差額発生報告書」（第2号様式）の提出をお願いします。

※ 自己負担額に変更がある場合のみ提出ください。

※ 市町村の連絡先については、沖縄県こども若者政策課のHPをご参照ください。

※ 様式については、電子様式を沖縄県こども若者政策課のHPに掲載しています。

(2) 事務手数料について

ア こども医療費自己負担額支払明細書の作成に要する事務手数料として、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書ごとに1件（レセ）当たり16円（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）を交付します。

イ 事務手数料の交付は毎月、沖縄県国民健康保険団体連合会を通して、診療報酬の口座に振込みします。

(3) 現物給付方式の導入について

現物給付制度の導入にあたっては、その制度の性質上、下記の点が懸念されております。こども医療費助成事業は、地方自治体独自の施策となっております。持続的な制度運用の観点から、下記の点についてご理解とご協力をお願いします。

ア 受給資格者の住所の確認について

受給資格者証発行市町村外に転居しているにもかかわらず、転居前の市町村に受給資格者証を返納することなく利用し続けた場合でも、その市町村は医療機関からの請求に対応することになります。

そのような受給者を把握した場合は、受給資格者証の転居元市町村への返納と、転居先市町村での新規取得について、ご案内をお願いします。保護者の理解が得られないなど窓口での案内が困難な場合は、市町村担当課までご連絡下さい。

イ 高額療養費限度額認定証の確認について

高額な医療費が想定される入院については医療保険各法に基づく高額療養費の確実な適用を図るために、該当が見込まれる案件については、限度額認定証の確認をお願いします。

ウ 他の公費医療制度の活用について

未熟児の養育医療など、他の公費医療の活用が見込まれるお子さまを把握した場合は、これらの制度の活用について併せてご案内下さい。保護者の理解が得られない場合など窓口での案内が困難な場合は、市町村担当課までご連絡ください。

### 保険医療機関等における 3 現物給付方式の事務処理方法

- 手順
- 1 こども医療費助成制度の受給資格者であることを『受給資格者証(現物給付または自動償還)』で確認し、一部負担金を徴収せず医療サービスの提供を行う。
  - 2 ①で窓口での徴収を行わなかった一部負担金については、『医療費自己負担額支払明細書』に転記(入力)し、『医療費自己負担額支払報告兼請求書』を添えて国保連合会に請求する。
  - 3 『明細書』等の提出後に自己負担額等に変更が生じた場合は市町村に報告する

#### 1 こども医療の受給資格を確認し、一部負担金を徴収せず医療サービスの提供を行う。

**【保険証との突合確認】**  
 国保・社保等の保険証とこども医療の受給資格者証との照合を行い、氏名や生年月日等により同一人物であることを確認します。  
 現物給付として扱うことができるのはピンク色の受給資格者証のみです。

**【受給資格者証発行市町村と住所の確認】**  
 受給者資格者証の発行市町村と、医療機関で把握している受給者の住所が一致しているかどうか確認します。

**【有効期間の確認】**  
 診療を受けようとする日が、受給資格者証に記載の資格対象期間内であるかを確認します。

**【高額療養費限度額認定証の確認】**  
 入院の場合は限度額認定証を確認します。

**【他の公費負担医療制度の活用】**  
 未熟児の養育医療など、他の公費医療の活用が見込まれるお子さまを把握した場合は、これらの制度の活用について併せてご案内下さい。

「保険証」と「受給資格者証」との双方を確認してください。利用者の方には、「受給資格者証」は診療の都度提示するようお願いをしていますので、窓口での確認についてご協力をお願いします。

受給資格者証発行市町村以外の市町村に転居しているにもかかわらず、受給資格者証を返納することなく利用し続けた場合でも、その市町村は医療機関からの請求に対応することになります。  
 そのような受給者を把握した場合は、受給資格者証の転居元市町村への返納と、転居先市町村での新規取得について、ご案内をお願いします。

市町村により対象年齢が異なる場合があります。受給資格者証には資格対象期間を明記してあります。資格対象期間を過ぎている場合は、利用することができません。

入院時に、やむを得ず限度額認定証の確認ができない場合は、自動償還払いまたは償還払いとして扱うか、市町村窓口での申請もしくは相談をご案内ください。

こども医療費助成事業は、地方独自の施策となっております。持続的な制度運用の観点から、他の制度の活用についてもご理解とご協力をお願いします。  
 保護者の理解が得られない場合など窓口での案内が困難な場合は、市町村担当課までご連絡ください。



## 2

窓口での徴収を行わなかった一部負担金については、『医療費自己負担額支払明細書』及び『医療費自己負担額支払報告兼請求書』により国保連合会に請求する。

## 【国保連合会への請求について】

国保連合会への請求については、インターネットに接続可能なPCを使用し、オンライン報告システムに接続、作成したCSVファイルを添付することによることが可能ですが、紙や電子媒体に保存した電子データでの提出によることも可能です。

以下、紙や電子媒体を用いた請求について説明します。

オンライン請求に係るCSVファイルや電子媒体の仕様については、国保連合会から示されている『医療費助成事業自己負担額支払明細書作成要領』及び、『医療費助成事業自己負担額支払明細の作成について』をご参照下さい。

## 【窓口で徴収を行わなかった自己負担額の記録】

毎月の集計額を『医療費自己負担額支払明細書・第1号様式(別紙1または2)』に記載するため、窓口徴収を行わなかった自己負担額をその都度記録します。(国保連合会から示されている『医療費助成事業自己負担額支払明細書作成要領』の項目4.2.1(4)項番16(市町村負担額)の解説をご参照下さい。)

保険適用外診療は助成対象外です。  
その他詳細は、国保連合会から示されている『医療費助成事業自己負担額支払明細書作成要領』の項目4.2及び、『医療費助成事業自己負担額支払明細の作成について』の項目4.2をご参照下さい。

## 【医療費自己負担額支払明細書の作成】

国保連合会から示されている『医療費助成事業自己負担額支払明細書作成要領』及び、『医療費助成事業自己負担額支払明細の作成について』をご参照の上、作成して下さい。

明細書の様式については、左記要領等に掲載されているほか、エクセル様式についても国保連合会HP (<http://www.okikoku.or.jp/iryu/kodomo/>)に電子様式が掲載されています。

## 【医療費自己負担額支払明細書等の提出】

作成した医療費自己負担額支払明細書は、『医療費自己負担額支払報告兼請求書・第1号様式』を添えて(オンライン請求以外は紙によります。)診療月の翌月の10日(オンラインまたは電子媒体での提出については、診療月の翌月15日)までに沖縄県国民健康保険団体連合会に提出します。

提出の期限を過ぎると、次回(翌月)の受付扱いになります。  
その他詳細については、国保連合会から示されている『医療費助成事業自己負担額支払明細の作成について』の項目「3.国保連合会への提出に関する事」を参照して下さい。

## 3

自己負担額等に変更が生じた場合は、市町村に報告する。

## 【差額発生報告書の提出】

②の医療費自己負担額支払明細書等の提出後に自己負担額等に変更が生じた場合は、差額発生報告書を作成して、①で確認した受給資格者証の発行市町村に提出します。

通常の事務は②までです。自己負担額等に変更が生じた場合は、市町村への報告をお願いします。  
様式については、電子様式を沖縄県保健医療総務課のHPIに掲載しています。

保険医療機関等における

## 4 自動償還方式の事務処理方法

手順

1

こども医療費助成制度の受給資格者であることを『受給資格者証(自動償還)』で確認する。



2

診療等に係る医療保健各法に基づく一部負担金を窓口で徴収する。



3

窓口で徴収した一部負担金を『こども医療費自己負担額支払明細書』にまとめ、『医療費自己負担額支払報告兼請求書』を添付して国保連合会に提出する。



4

『明細書』報告後に自己負担額等に変更が生じた場合は市町村に報告する。

1

こども医療の受給資格を確認する。

### 【保険証との突合確認】

国保・社保等の保険証とこども医療の受給資格者証との照合を行い、氏名や生年月日等により同一人物であることを確認します。

自動償還として扱うことができるのはピンク色のほか、従来のオレンジ色の受給資格者証となります。

「保険証」と「受給資格者証」との双方を確認してください。利用者の方には、「受給資格者証」は診療の都度提示するようお願いをしていますので、窓口での確認についてご協力をお願いします。

### 【有効期間の確認】

診療を受けようとする日が、受給資格者証に記載の資格対象期間内であるかを確認します。

市町村により対象年齢が異なる場合があります。受給資格者証には資格対象期間を明記してあります。資格対象期間を過ぎている場合は、利用することができません。

2

診療等に係る一部負担金を窓口で徴収する。

### 【自己負担額の窓口徴収】

対象のお子さまが受けた保険適用となる医療費について、医療保健各法に基づく負担割合に基づき、一部負担金(被保険者自己負担額)を徴収します。

これまでと同様に、保険負担割合の2割、3割の一部負担金を利用者に支払ってもらいます。自動償還方式は、償還払いの一つですので、利用者の方に一旦お支払いしていただいた後に助成を行います。

3

窓口で徴収した一部負担金を『医療費自己負担額支払明細書』にまとめ、  
『医療費自己負担額支払報告兼請求書』を添付して国保連合会に報告する。

**【国保連合会への報告について】**

国保連合会への報告については、インターネットに接続可能なPCを使用し、オンライン報告システムに接続、作成したCSVファイルを添付することによることが可能ですが、紙や電子媒体に保存した電子データでの提出によることも可能です。

以下、紙や電子媒体を用いた報告について説明します。

オンライン報告に係るCSVファイルや電子媒体の仕様については、国保連合会から示されている『医療費助成事業自己負担額支払明細書作成要領』及び、『医療費助成事業自己負担額支払明細の作成について』をご参照下さい。

**【窓口で徴収した自己負担額の記録】**

毎月の集計額を『医療費助成自己負担額支払明細書・第1号様式(別紙1または2)』に記載するため、窓口徴収した自己負担額をその都度記録します。  
(国保連合会から示されている『医療費助成事業自己負担額支払明細書作成要領』の項目4.1.1(4)項番16(自己負担支払額)の解説をご参照下さい。)

保険適用外診療は助成対象外です。  
その他詳細は、国保連合会から示されている『医療費助成事業自己負担額支払明細書作成要領』の項目4.1及び、『医療費助成事業自己負担額支払明細の作成について』の項目4.1をご参照下さい。

**【医療費自己負担額支払明細書の作成】**

国保連合会から示されている『医療費助成事業自己負担額支払明細書作成要領』及び、『医療費助成事業自己負担額支払明細の作成について』をご参照の上、作成して下さい。

明細書の様式については、左記要領等に掲載されているほか、エクセル様式についても国保連合会HP  
(<http://www.okikoku.or.jp/iryu/kodomo/>)に電子様式が掲載されています。

**【医療費自己負担額支払明細書等の提出】**

作成した医療費自己負担額支払明細書は、『医療費自己負担額支払報告兼請求書・第1号様式』を添えて(オンライン請求以外は紙によります。)診療月の翌月の10日(オンラインまたは電子媒体での提出については、診療月の翌月15日)までに沖縄県国民健康保険団体連合会に提出します。

提出の期限を過ぎると、次回(翌月)の受付扱いになります。  
その他詳細については、国保連合会から示されている『医療費助成事業自己負担額支払明細の作成について』の項目「3.国保連合会への提出に関する事」を参照して下さい。

4

自己負担額等に変更が生じた場合は、市町村へ報告する。

**【差額発生報告書の提出】**

③の医療費自己負担額支払明細書等の提出後に自己負担額等に変更が生じた場合は、差額発生報告書を作成して、①で確認した受給資格者証の発行市町村に提出します。

通常の事務は③までです。  
自己負担額等に変更が生じた場合は、市町村への報告をお願いします。  
様式については、電子様式を沖縄県保健医療総務課のHPIに掲載しています。

## 5 こども医療費助成金受給資格者証

■こども医療費助成受給資格者証は、対象者の方に市町村より発行します。

■受給資格者証の様式については、県内市町村概ね下記のとおり仕様となります。

現物給付・自動償還併用受給資格者証【色：ピンク】

自動償還用受給資格者証【色：オレンジ】

※ 自動償還に対応していても現物給付については未対応となっている医療機関ではピンク色の受給資格者証でも自動償還として処理することが可能です。

■医療機関等の窓口において「受給資格者証」の確認をお願いします。

### 現物給付・自動償還併用：ピンク色

【表】

〇〇市 こども医療費助成金受給資格者証 (現物給付または自動償還)				
※この証を保険医療機関(保険薬局)の窓口に掲示することで、現物給付(現物給付の対応ができない保険医療機関等においては、自動償還)により、医療費の助成が受けられます。				
現物給付	事業番号	6	受給者番号	
自動償還	事業番号	1	受給者番号	
対象児	フリガナ			性別
	氏名			
	生年月日			
	住所			
加入保険	被保険者氏名			
	保険者名称			
資格対象期間	外来	令和 年 月 日 から		
		令和 年 月 日 まで		
	入院	令和 年 月 日 から		
		令和 年 月 日 まで		
令和 年 月 日 〇〇市長 (印)				

### 自動償還用：オレンジ色

【表】

〇〇市 こども医療費助成金受給資格者証 (自動償還)				
事業番号	1	受給者番号		
対象児	フリガナ			性別
	氏名			
	生年月日			
	住所			
加入保険	被保険者氏名			
	保険者名称			
資格対象期間	外来	令和 年 月 日 から		
		令和 年 月 日 まで		
	入院	令和 年 月 日 から		
		令和 年 月 日 まで		
令和 年 月 日 〇〇市長 (印)				

13  
cm

9.2cm

※資格対象期間や給付方法は、市町村の助成対象年齢により異なります。